

平成 24 年 度

健全化判断比率等審査意見書

松江市監査委員

監 第 78 号

平成 25 年 8 月 28 日

松江市長 松 浦 正 敬 様

松江市監査委員 松 本 修 司

松江市監査委員 児 玉 泰 州

松江市監査委員 森 脇 勇 人

平成 24 年度決算に基づく健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 24 年度決算に基づく健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)等並びに資金不足比率等について審査を行ったので、意見を提出します。

なお、健全化判断比率のうち、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率に係る審査、並びに資金不足比率に係る審査にあたっては、地方自治法第 199 条の 2 の規定に基づき当該年度において松江市ガス事業管理者 ガス局長の職にあった松本修司監査委員を除斥しました。

平成 24 年度 健全化判断比率等審査意見書

第 1 審査の対象

平成 24 年度決算に基づく健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 25 年 7 月 25 日から平成 25 年 8 月 20 日まで

第 3 審査の方法

審査にあたっては、市長から送付された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令等に従い適正に作成されているか、計数が正確に表示されているかを、関係諸帳簿、証憑書類により調査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された平成 24 年度決算に基づく健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に従い適正に作成されており、計数も正確であると認めた。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実質赤字比率	—	—	—	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	16.25	30.00
実質公債費比率	18.4	18.1	17.7	18.0	19.3	25.0	35.0
将来負担比率	179.0	192.0	198.7	205.9	216.7	350.0	—

(注) 実質収支または連結実質収支が黒字の場合、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は「—」で表示される。

(注) 実質公債費比率は、3 か年平均値

(注) 平成 22 年度及び平成 23 年度の各健全化判断比率は、東出雲町分との合算値

(注) 早期健全化基準及び財政再生基準は、平成 24 年度の各健全化判断比率に対するもの。

※ 実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額が標準財政規模に占める割合

※ 連結実質赤字比率は、全会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合

※ 実質公債費比率は、一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合

※ 将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合

第 5 審査意見

将来負担比率については、繰上償還や据置償還期間の短縮等により、改善が図られているが、実質公債費比率については、早期健全化基準を下回っているものの、前年度より 0.3 ポイント悪化し、起債に当たり許可が必要となる 18.0%を超えているので、今後も引き続き財政健全化に取り組まれるよう要望する。

平成 24 年度 資金不足比率等審査意見書

第 1 審査の対象

平成 24 年度決算に基づく公営企業会計ごとの資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 25 年 7 月 25 日から平成 25 年 8 月 20 日まで

第 3 審査の方法

審査にあたっては、市長から送付された資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が地方公共団体の財政の健全化に関する法律その他関係法令等に従い適正に作成されているか、計数が正確に表示されているかを、関係諸帳簿、証憑書類により調査照合するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された平成 24 年度決算に基づく公営企業会計ごとの資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令等に従い適正に作成されており、計数も正確であると認めた。

資金不足比率

(単位：%)

区 分		平成 24 年度	平成 23 年度	平成 22 年度	平成 21 年度	平成 20 年度	経営健全化 基準
地方公営 企業法 適用	水道事業会計	—	—	—	—	—	20.0
	ガス事業会計	—	—	—	—	5.9	
	自動車運送事業会計	—	—	—	—	—	
	駐車場事業会計	—	—	—	—	—	
	病院事業会計	—	—	—	—	—	
地方公営 企業法 非適用	簡易水道事業特別会計	—	—	—	—	—	20.0
	公設浄化槽事業特別会計	—	—	—	—	—	
	集落排水事業特別会計	—	—	—	—	—	
	下水道事業特別会計	—	—	—	—	—	
	企業団地事業特別会計	—	—	—	—	—	

(注) 資金不足が生じていない場合は、資金不足比率は「—」で表示される。

※ 資金不足比率は、資金不足額が事業規模に占める割合

第 5 審査意見

資金不足を生じている会計はないものの、長期貸付金により資金不足を解消している自動車運送事業会計と集落排水事業特別会計については、抜本的な経営改善に向けて引き続き対策を講じられたい。また、資金が減少している会計もあり、更なる経営改善に努められるよう要望する。